

日本におけるSAICMの実施

平成23年10月21日

環境省環境保健部環境安全課長

早水輝好

講演の内容

1. SAICMの国内政策への統合
 - 概要
 - 具体的な取組
2. 今後の取組 — 国内実施計画の策定

1. SAICMの国内政策への統合

SAICMの概要

○目標

2020年までに化学物質が健康や環境への著しい影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすること（2002年ヨハネスブルグサミット合意。）

○主な内容

科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進等を進めることを定めたもの。

SAICMの3つの文書(2006年採択)

1. 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

○世界の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要とし、2020年目標の確認、子供、胎児、脆弱な集団の保護、情報知識を公衆に利用可能とすること、国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中へのSAICMの統合等が盛り込まれている。

2. 包括的方針戦略

○SAICMの対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

3. 世界行動計画

○SAICMの目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

我が国におけるSAICMの実施：概要（1）

○環境基本計画への位置づけ

- ・ 環境基本法に基づく第三次環境基本計画（2006年4月閣議決定）に位置づけ、「SAICMに沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む」と規定。
- ・ 中央環境審議会による第三次環境基本計画の進捗状況の点検（2010年10月閣議報告）において、「今後の政策に向け、国際的なSAICMの推進に関し、我が国が、引き続き、アジア太平洋地域における主導的な役割を果たすことが必要である旨」、提言。

○関係省庁連絡会議を設置、検討

- ・ 政府全体としてSAICMを推進するため、関係省庁連絡会議を設置し情報交換、共有。国内実施計画を策定予定（後述）。

我が国におけるSAICMの実施：概要（2）

○ 各種政策の強化・推進

- ・ 化学物質審査規制法（化審法）、PRTR制度について見直しを実施
- ・ 個別取組の強化（例：エコチル調査）
- ・ 産業界、NGOもそれぞれSAICMへの取組を強化

○ SAICMの理解促進（セミナー等）

- ・ 政府、産業界、NGO における取組の状況等について情報交換・意見交換を行うための国内フォーラムを公開で開催。（2007年度以降、年1回程度。今回で5回目。）

具体的取組

① 化学物質審査規制法（化審法）の改正（1）

○改正の背景・必要性

1. 化学物質に対する関心の増大（国民の安心・安全）

2. 化学物質管理に関する国際目標達成の必要性

○ 2020年までに、すべての化学物質による人の健康や環境への著しい影響を最小化（SAICMの目標）。

○ 化審法（1973年制定）では、それ以降の新規化学物質についてすべて事前審査を実施してきたが、法制定前の既存化学物質については、多くの化学物質についての評価は未了。

3. 国際条約との不整合

○ 国際条約（ストックホルム条約）で、禁止される見込みとなった物質の例外使用規定について、現行法では十分な対応ができないおそれ。

① 化学物質審査規制法（化審法）の改正（2）


○改正の概要（※2011年4月1日全面施行）

(1) 既存化学物質対策

- 既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を新たに義務付け。
- 国は、上記届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化学物質を、優先度を付けて絞り込む。これらについては、製造・輸入事業者に有害性情報等の提出を求め、人の健康等に与える影響を評価。
- その結果により、有害化学物質及びその含有製品を、製造・使用規制等の対象とする。

(2) 国際的整合性の確保

- ストックホルム条約で新たに規制対象に追加される物質の使用について、厳格な管理を実施。

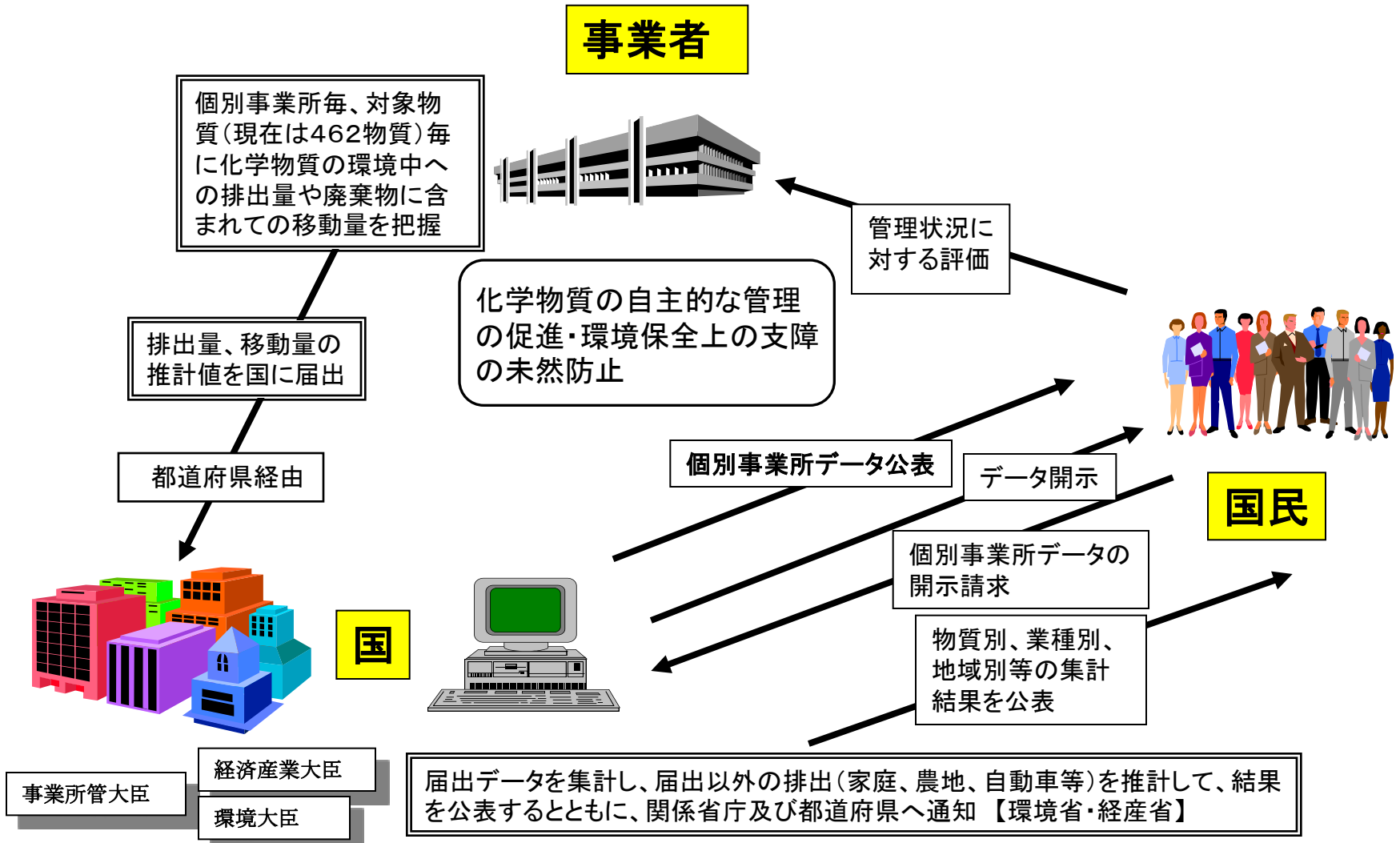


包括的な化学物質管理の実施により、有害化学物質による
人や動植物への悪影響を防止に貢献

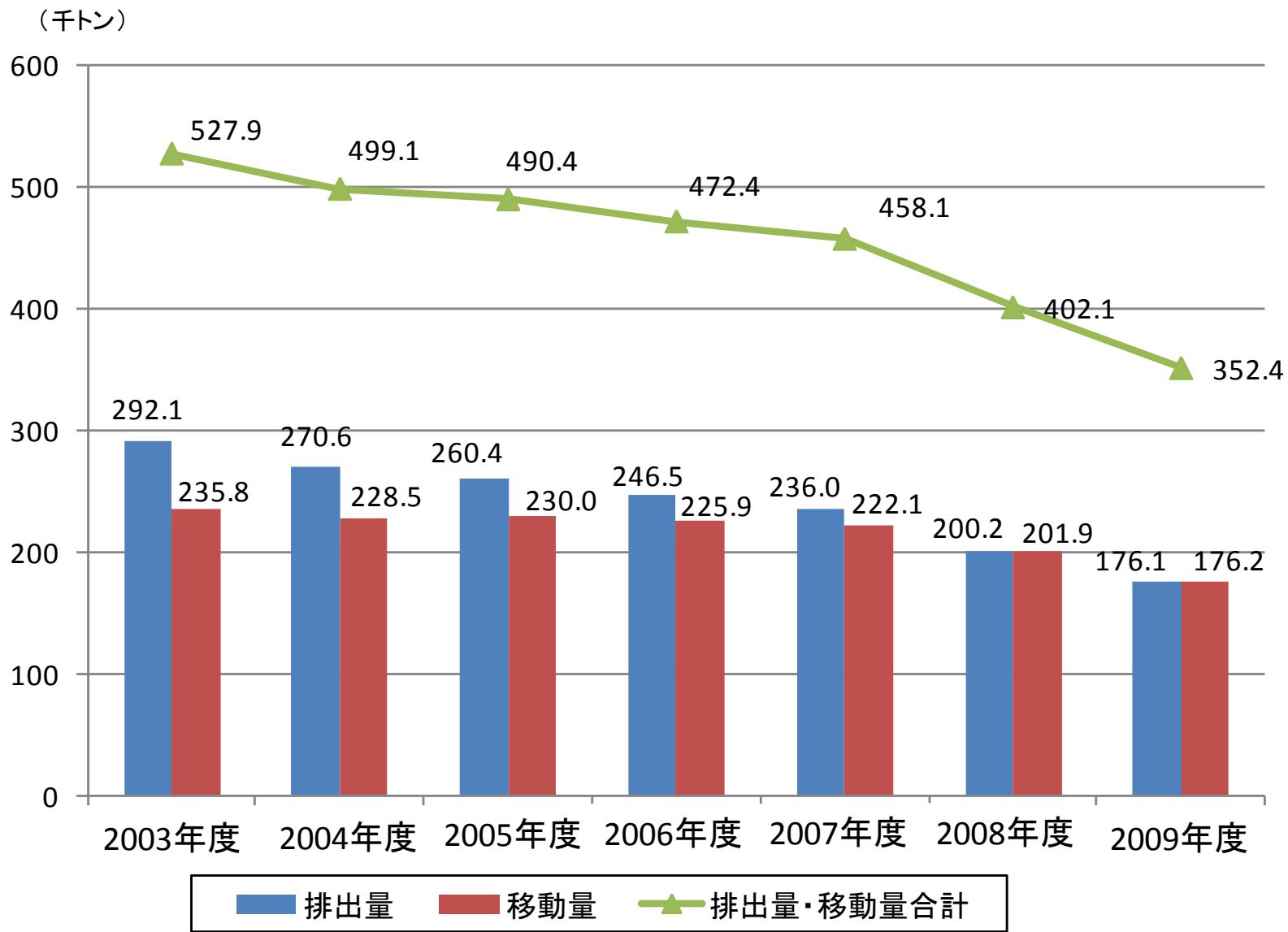
具体的取組: ② PRTR制度の見直し(1)

<PRTR制度の体系>

(化学物質排出把握管理促進法(化管法)に基づく)



届出排出量・移動量の推移 2003～2009年度(平成15～21年度)



② PRTR制度の見直し(2)

○ PRTRの意義・活用例

- ・環境保全上の基礎データ、環境対策の効果・進捗状況の把握
- ・行政による化学物質対策の優先度決定
- ・事業者による自主的管理の改善促進
- ・国民への情報提供と化学物質に係る理解の増進

○ PRTR制度に関する課題

- ・SAICMの「世界行動計画」では、PRTR制度の各国への導入が各国に求められるとともに、「包括的方針戦略」では、既存の化学物質管理制度の更なる改善・強化の必要性を指摘。
- ・「今後の化学物質環境対策の在り方について(中間答申)」
(PRTR制度等の見直し:2007年8月24日)

→ 対象物質や対象業種の見直し、個別事業所データの公表、
わかりやすい情報提供等を提言

② PRTR制度の見直し(3)

○化管法政令改正の概要

- PRTR制度及びMSDS制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、当初354物質から462物質に変更
- MSDS制度の対象となる「第二種指定化学物質」について、当初81物質から100物質に変更
- PRTR制度に基づく環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う「第一種指定化学物質等取扱事業者」となり得る業種に、医療業を追加 等

○政令の公布・施行

2008年11月21日 公布

2010年4月1日 施行(2010年度の排出量・移動量の把握・届出から実施)

② PRTR制度の見直し(4)

○データ活用の促進

➤ 個別事業所のPRTRデータの公表

- ・平成21年2月から、個別事業所のPRTRデータについて、開示請求方式から国による公表方式へと変更

➤ 地図情報システムの公開

- ・本年3月より、環境省ホームページに掲載

➤ リスク評価への活用促進

- ・濃度分布の計算や環境リスクの解析のためのツール(リスク解析支援ツール)の開発に今年度より着手

具体的取組

③ 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)

OSAICMにおける子供や胎児等の保護の位置付け

・国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

24. 我々は、子供たちや胎児を、彼らの将来の生命を損なう化学物質の曝露から守ることを決意する。

・包括的方針戦略(「必要性:リスク削減」の項)

7(c). 子供や妊婦、家族形成期の人々、高齢者、貧困者、労働者及びその他の脆弱な集団の健康と影響を受けやすい環境に対する化学物質の悪影響を防止するために、リスク削減の措置を改善する必要がある。

・世界行動計画

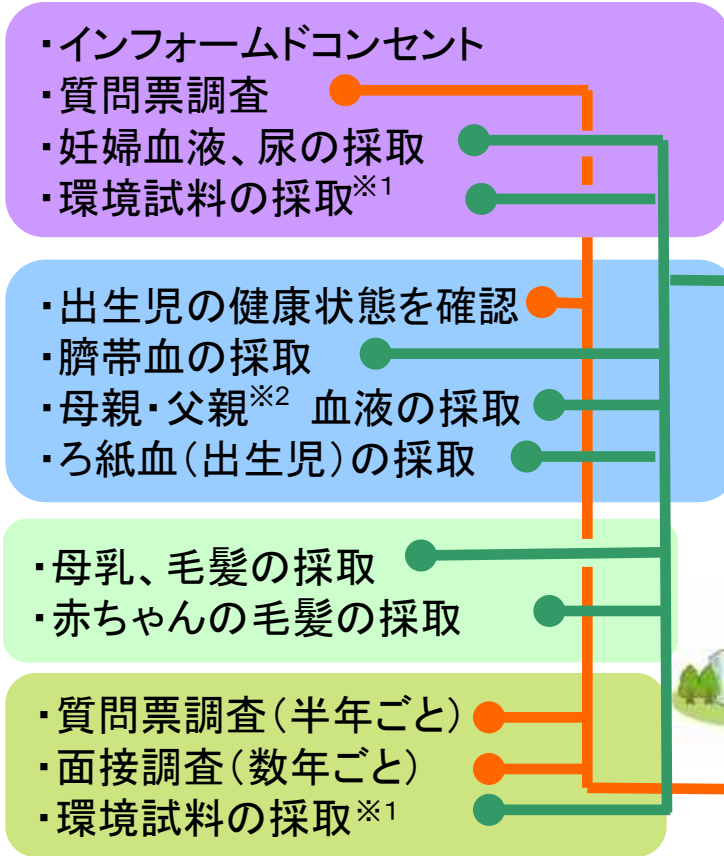
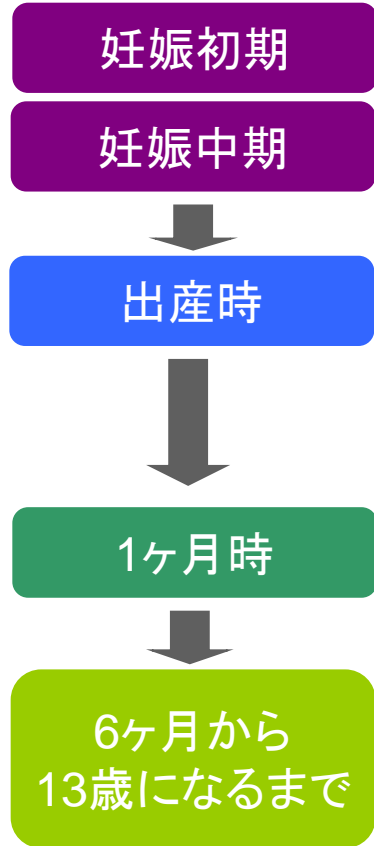
「子供と化学物質安全」の作業領域において、リスク削減、知識と情報の強化、能力向上と技術協力に係る取組を求めている。

③ 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)

■ 調査内容 ■

※2011年1月末より、順次、参加者の募集・登録を開始

10万組の参加登録



長期保存
(バンキング)

化学物質等の測定

分析結果

統計学的解析

子どもの成長発達に影響を与える環境要因を解明

※1 一部の方 ※2 ご協力いただける方のみ

具体的取組

④ 国際的な取組 – 途上国支援等 –

○SAICM実施に関する国際会議に対応

- ・ICCM3に向けた地域会合、ドナー会合等に参加、我が国の取組等を発信

○アジア太平洋地域における日本のイニシアティブ

- ・2009年5月まではSAICMアジア太平洋地域フォーカルポイントとして、現在はICCMビューローメンバーとして、国際的議論に貢献
(2009年11月及び2011年9月の地域会合で共同議長。)

○「クイックスタートプログラム」への支援

- ・タイにおいて、POPsのモニタリング・分析に係る能力向上を支援
(2008～2009年度)
- ・ブータンにおいて、化学物質管理政策構築支援を実施(2008～2010年度)

2. 今後の取組

- 国内実施計画の策定

今後の取組の方向性

- 年度内を目途に、第三次環境基本計画を見直し。「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」を重点分野の一つに位置付け。
- 関係府省は、第三次環境基本計画の見直しと連動しつつ、「SAICM国内実施計画」の策定を、2012年夏の第3回国際化学物質管理会議(ICCM3)を目途に進めることに合意。
- 国内実施計画の策定の際には、近く設置予定の「化学物質と環境政策対話」(仮称)を活用する予定。

第四次環境基本計画策定に向けた考え方

(計画策定に向けた中間とりまとめ)(抜粋)

(平成23年8月 中央環境審議会総合政策部会)

○包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

水俣病に代表される公害健康被害の多くは、化学物質を原因とするものであり、化学物質による環境汚染を防止することは、環境政策の基本的な使命である。このため、ヨハネスブルグサミットで合意された国際目標(WSSD2020年目標)の達成に向けて、様々な対策手法を組み合わせつつ、影響を受ける側の視点に立った対策やライフサイクル全体を考慮した対策や未解明な問題等への対応の強化などを含めた包括的な化学物質対策を計画的に進めていくことが必要であり、対策の実施により国民の不安を払拭するためにも、本分野を重点分野として位置付ける必要がある。

(※「三. 第四次環境基本計画の構成 1 重点分野の設定」より抜粋)

第四次環境基本計画策定に向けた考え方 (計画策定に向けた中間とりまとめ)(抜粋) (平成23年8月 中央環境審議会総合政策部会)

○環境問題の解決に向けた多様な主体間の連携

環境問題の改善・解決のためには、環境に関する幅広い知見や、地域の生活に根ざした知恵を活用していくことが重要である。また、行政・企業・NPO・市民などの様々な主体の中に存在する、こうした知識や知恵を活用していくためにも、各主体が個々に行動するだけでなく、各主体が連携・協働して問題の解決に取り組むことが必要となっている。

(※「二. 環境政策の展開の方向 2 今後の環境政策の展開に当たり重視すべき方向」より抜粋)

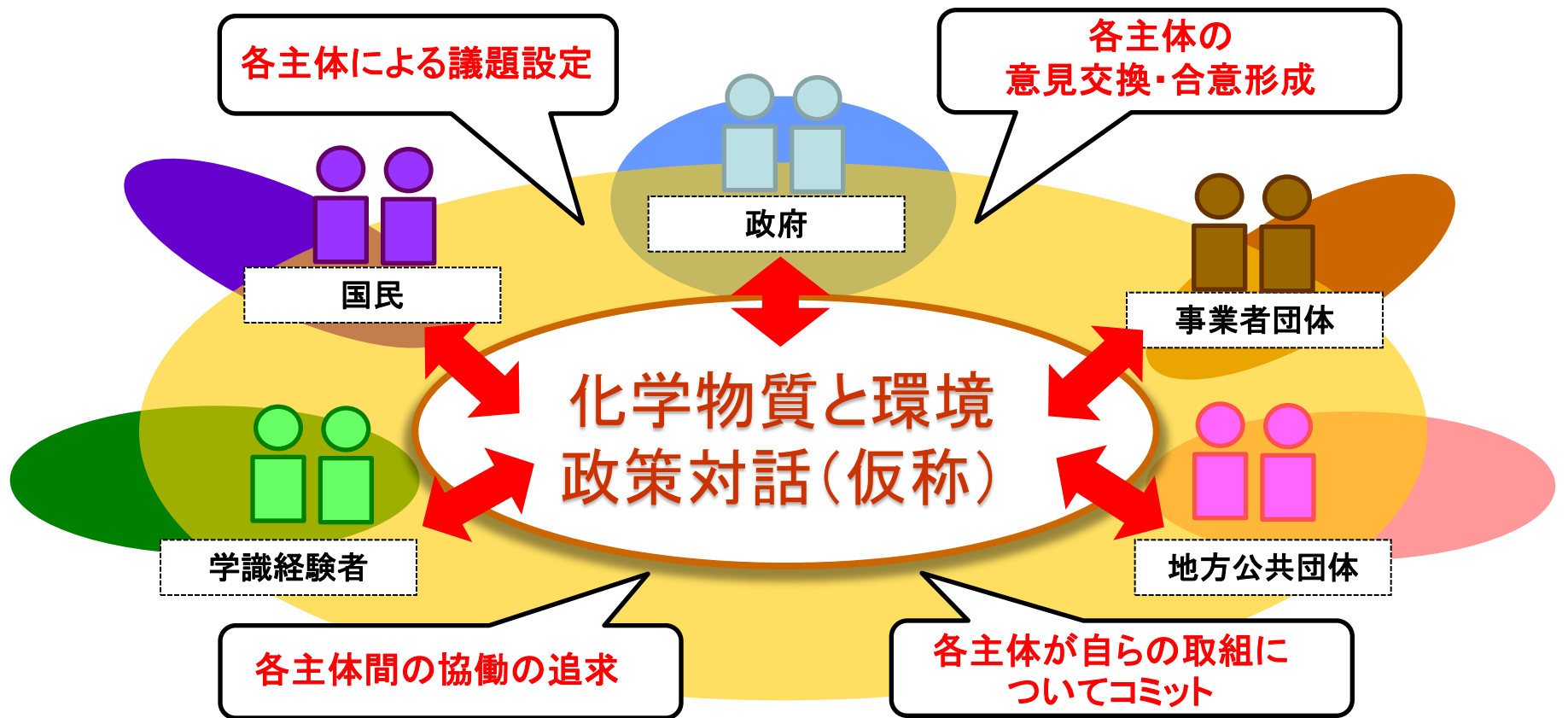
SAICM国内実施計画の策定

背景

- ・ SAICMでは、各国におけるSAICM実施のための手法として、SAICM国内実施計画の策定について規定。
- ・ SAICM国内実施計画の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を確実に実施する上で必要。
- ・ 他方、前述のとおり、環境基本計画の見直し作業が年度内を目途に開始されており、化学物質関連の部分についても、作業が進行中。
- ・ SAICM 関係省庁連絡会議(2011年6月6日)において、SAICM国内実施計画の策定に向けた方針等について意見交換。

環境基本計画の見直し作業と連動させつつ、来年夏の第3回国際化学物質管理会議(ICCM3)に向けて、SAICM国内実施計画を策定。

「化学物質と環境政策対話」(イメージ)



各主体の協働により政策提言を取りまとめ

化学物質の環境リスクの低減

国民が安心して暮らせる安全な社会の構築

に貢献

ご清聴ありがとうございました。

環境省SAICMホームページ

(URL:<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>)

SAICM事務局ホームページ

(URL:<http://www.saicm.org/>)